

名古屋地方裁判所 民事第6部合議係

裁判長 倉田慎也 様

裁判官 島崎邦彦 様

裁判官 久保雅志 様

2012年2月19日

〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1
近藤 ゆり子

私は、伊藤晃平君の逸失利益裁判（受理番号 平成21年（ワ）第2957号）に高い関心もっています。貴裁判所が、来る3月30日の判決において、憲法の本質的趣旨に基づき、公正で勇気ある判断を示されることを、要請いたします。

私は、2009年に第1回口頭弁論が行われるという案内を知人から受け取り、傍聴して以来、口頭弁論の傍聴を続けてきました。

「他人ごとではない」と感じています。

それは主に下に述べる二つの経験からです。

（1）交通死亡事故賠償における女兒差別

1960年代前半、私が中学生のときです。報道で、裁判所が「女兒は男児よりも将来得べかりし利益（逸失利益）が小さいので、交通死亡事故の賠償金額が（遙かに）低いのはやむをえない」との判決を下した、ということを知りました。驚き、憤り、悲しみました。

「裁判所ですら、差別や不正義を追認するのか！」

このときの衝撃は半世紀を経た今でも忘れられません。

私の子どもの頃は、公然とした女性差別がまかり通っていました。「女の癖に」「女は男より下」という言辭は日常的に存在していました。そういう言辭に接する度に、幼い私は猛然と反撃しました、「新ケンポウではね、男女平等なのよ！」

「現実社会では差別が横行しているけれど、『憲法』という土俵で判断する裁判所では差別はないはずだ」と、ある意味では根拠無く信じていた私の裁判所への期待と信頼は打ち砕かれました。これはいつときの衝撃・悲憤では済みませんでした。「こんな差別と不正義だらけの社会で、私は大人として生きていくことができるのだろうか」という疑問が膨らみました。中学・高校時代を通じて”生きづらさ”感、日常的な希死念慮を抱えることへと繋がりました。

裁判所が現実にある差別を憲法の趣旨より優越させたことは、当該裁判の当事者にとどまらず、苦しみを与えることになったのです。

この伊藤晃平君の逸失利益裁判における被告側の主張は、端的に言えば「障害児（者）は、稼げないのだから、賠償額は低くて当然だ」「健常児（者）と障害児（者）の落差は合理的な区別だ」というものです。このような被告側の主張を貴裁判所が容れるなら、社会全体に大きな苦痛をもたらすこととなります。

裁判所は、差別と不正義を追認してはならないはずで
す。どうか憲法の理念が見える判断をして下さい。

(2)「生きていることそのもの」に価値がある

2009年7月、父が逝きました。

私の父は、元気なとき「家族の顔も分からなくなったり、シモの世話になりながら生きているのは惨めだと思ふ。そんなふうになったら周囲に迷惑をかけたくないので、早く死にたい」と言っていました(姉と私に書面でその旨を示しました)。そして「重度の障害者が福祉の世話になりながらノーライゼーションなどと主張するのは甘え、わがままだ。そうした要求に(行政、社会が)応えるのは、健常者への逆差別だ」と言っていました(私とよく口喧嘩になりました)。

2003年、父は脳出血で倒れました。

自分で身体を動かすことができなくなり、意思疎通もできなくなりました。

「家族の顔も分からなくなったり、シモの世話になりながら生きている」状態になったのです。

でも父は、施設のスタッフの皆さんに愛されながら、穏やかに、機嫌良く過ごしました。

父を介護する施設のスタッフの方々は、皆さん、姉と私に言って下さいました。

「H先生はね、何かしてあげるといつも『サンキュー』『ダンケ』と感謝してくれるんですよ。痰の吸引などは苦しいのだけど、それでも終わると『ダンケ』とおっしゃる。そうやって言うて下さると、私たちスタッフも嬉しいです。」

「惨め」ではなかったし、「死んだ方がマシ」でもなかったのです。

父は身をもって「生命はそこにあるだけで価値がある」ことを示しながら逝きました。

まして、伊藤晃平君は前途ある15歳の少年でした。

原告らは、障害のある亡晃平というかけがえのない個性に寄り添い、亡晃平の成長に向き合ってきた。亡晃平の成長する姿に、自閉症も治るのではないかと期待し、亡晃平の自立へ向けた努力を重ねてきた。亡晃平は、限りない生き甲斐を原告らに与えてきたのである。

他方、亡晃平は、他者の支援が不可欠という障害を有しているが故に、亡晃平を慈しみ、愛する人々を必要とした。亡晃平はこうした人々の支えの中で、生きることの幸福を知る途上にあつた。 【原告準備書面(1)】

なぜその生命が、健常児(者)より価値が低い、などと言えるでしょう。

貴裁判所が、賢明なるご判断を示されるよう、心からお願い申し上げます。

以上